

第3回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成29年3月27日 (月)	
		場 所 : 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時10分 閉会	
出席委員	教育長 森 和 範 永 野 治 川 原 惟 昭 長 野 則 夫 久保田 悦 子	議場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 大 山 勝 徳 学 校 教 育 課 長 木 原 田 雅 彦 社 会 教 育 課 長 中 村 政 仁 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 山 元 国 枝 給 食 セ ン タ ー 所 長 前 田 千 弘 書 記 西 別 府 明 春 書 記 新 納 誠 朗
議事 日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) それでは、ただいまより平成29年第3回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(森教育長) まず、平成29年第2回定例教育委員会議事録の承認について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 平成29年第2回定例教育委員会議事録について報告</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 質問がないようですので承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 第2回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 教育長及び委員の報告に移ります。</p> <p>(森教育長) 教育長諸般の報告に基づき平成29年2月27日から平成29年3月26日までの報告。 (別紙諸般の報告により日をおって報告)</p> <p>(永野委員) 卒業式(菱刈中学校、大口東小学校)出席報告。</p> <p>(川原委員) 卒業式(中央中学校、南永小学校)出席報告。</p> <p>(長野委員)</p>			

卒業式（菱刈中学校、菱刈小学校）出席報告。

（久保田委員）

卒業式（菱刈中学校、本城小学校）出席報告。

（森教育長）

それでは、教育長及び委員の報告は以上でおわります。

では、議事に進みたいと思います。今回は、付議事件が10件あります。

まず、議案第15号「伊佐市障害児就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（大山総務課長）

それでは、議案第15号「伊佐市障害児就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を説明します。

本件につきましては、2月の委員会の方でも議決をしていただきました条例改正分の関係の運営規則というふうになります。その一部改正ということで文部省の通知によりましてこれまで、障害児の就学に関する早期支援、就学後も一貫した支援を行うという観点で委員会機能の充実が図られたもので障害児就学指導委員会という名称を教育支援委員会というふうに改めるということなど主なものは字句の訂正となりますけど、規則の改正となります。

（森教育長）

ただいま、事務局の説明がありましたがおかしいでしょうか。

なければ、議案第15号「伊佐市障害児就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」、皆様方、賛成でよろしいでしょうか。

（全員）

はい。

（森教育長）

それでは、賛成多数ということで議案第15号「伊佐市障害児就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

次に、議案第16号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

（大山総務課長）

それでは、「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

本件は、子育て支援の一環ということで私立の幼稚園での就園奨励金の改正であります。保護者への負担軽減を図るために市町村民税の非課税世帯及び市町村民税所得割税77,100円以下の世帯の負担軽減を図るというものであります。

新旧対照表の現行と改正後の表があります。階層区分が一番左側に1、2、3とありますがこの階層区分の2と3の改正ということになります。

階層区分の2の第2子のところが29万円と標記がありますがこれを308,000円に引き上げる、それから、階層区分3の一人親世帯のところの第1子を217,000円を272,000円にその下の一人親世帯以外が115,200円を139,200円に、そして第2子の211,000円を223,000円に改めるという金額の改正になります。対象は伊佐市内で大口幼稚園が1ヶ所ということになります。その他に児童福

祉法の一部改正によりまして字句の訂正等が少しあります。

(森教育長)

ただいま、説明がありましたけど質問等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

質問等ありませんので議決に入りたいと思いますが、議案第16号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」は、皆さん賛成でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

それでは、議案第16号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」は、議決されました。

続きまして、議案第17号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第17号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」説明をします。

本件は、伊佐市内における青少年及び子ども活動を総合的に推進するために設置をしてあります青少年育成補導員につきまして教育委員会が委嘱するように定められています。これまで伊佐警察署長と教育委員会が連名でなっておりましたが警察署と協議をしまして委員の証の発行者を教育委員会単独に改めるということになりました。そのために様式の見直しなどを所要の改正を行うことの改正になります。

(森教育長)

ただいま、事務局より説明がありました。警察署長というところを省略するということが警察署と話し合いをしたということですが、ご質問等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

議決に入りたいと思います。

議案第17号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」皆さま、賛成でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第17号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

続きまして、議案第18号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、議案第18号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」説明をします。

本件につきましては、文部省の検定を受けた教科用図書や文科学大臣が著作権を有する教科用図書以外の教材を使用する場合につきましては、教材使用の使用申請または届け出を教育委員会の方へ提出をしておりましたが、今までは1件につき1枚の申請書を作成しており、事務が非常に煩雑でしたので事務の簡素化をするために、これを一覧表にしてまとめた形で提出しようとするものであります。様式の変更をする改正になります。

(森教育長)

ただいま、事務局より説明がありましたけど事務をより簡素化するためにまとめて教育委員会の方へ報告をするというものです。

ご質問等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご意見ないようですので、ただいま議案となっています「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」は、賛成ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第18号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

続きまして、議案第19号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」事務局の説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第19号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」説明をします。

本件につきましては、羽月北小学校が閉校になるということで2月の定例会で当該規程の一部改正で羽月北小学校という標記を削る議案を議決していただきましたが、その後に拠点校が曾木小だったのですが、それを針持小学校に変更すると連絡が入りました。そのため今回、先に提出をしました改正訓令をそれを改正する訓令ということで提案をするものです。

これによりましてふたつの訓令がまとまった形になりまして羽月北小学校の抹消と針持小への変更がされるということになります。

(森教育長)

ただいま、説明がありました。羽月北小学校の名称を消すと事務支援室を置く場所を曾木小学校から針持小学校へ変更するということですが、使用する部屋がないということで針持小学校には部屋があるということです。

ご質問、ご意見等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

それでは、議案第19号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」賛成ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第19号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」は議決されました。

続いて、議案第20号「伊佐市適応指導教室指導員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第20号「伊佐市適応指導教室指導員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」説明します。

本件につきまして、適応指導教室指導員の雇用条件につきまして土曜授業の関係で勤務日数が増えたことによりまして、これまで年間200日以内となっていたものを210日に改めるものがあります。

すでに土曜教室は始っていますので、28年の4月に遡って適用するものとしております。

(森教育長)

議案第20号「伊佐市適応指導教室指導員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」は賛成ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第20号「伊佐市適応指導教室指導員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」は議決されました。

続きまして、議案第21号「伊佐市特別支援教育支援員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第21号「伊佐市特別支援教育支援員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をします。

本件につきましても、先程の適応指導教育同様に特別支援教育員の雇用条件につきまして土曜授業の関係で勤務日数が増えたということで年間200日以内を210日に改め勤務時間を1日あたり4時間程度から5時間程度に変更するものです。同じく28年4月に遡り適応するものであります。

(森教育長)

雇用の規定となるものが整備されていなかったということでこれを整備するものであるということですが。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ないでしょうか。

(森教育長)

ご質問等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第21号「伊佐市特別支援教育支援員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」賛成ということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第21号については、議決されました。

続きまして、議案第22号「伊佐市学生寮建設事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

本件につきましては、29年度新規事業になります。予算の説明の中でも若干説明をしましたが、その分の交付要項の制定になります。この事業につきましては市内高校の振興策の一環ということで市外からの生徒確保として、国体、インター杯体育祭に向けたカヌー競技の選手強化ということで市としましても伊佐農林高校カヌー一部生徒を主体とした学生寮の建設を検討しておりました。

しかし、市の直営になりますと建設費だけではなくその後の維持費など継続的な経費も必要になるということで財政的な経費も必要となるということで財政的にも困難という判断をしておりました。そのような中、民間の方から学生寮建設ということで提案がありまして市の方でも色々と検討協議した結果、継続的な助成は無理ということでありまして建設費の一部補助ではということでした。3月議会でも議決をいただいたところです。要綱につきましては、第2条でいきますと学生寮の定義がありますけど5室以上を備えてくださいということしております。それから、生徒の安全確保、居室の配置、犯罪の非行防止に配慮してくださいと。

今回のこの学生寮については男子寮ということで考えております。それから補助の対象者については市内に住所を有する者、自己が所有する市内の土地に学生寮を建設するものとしております。第5条の補助金の額ですが補助対象経費の2/3の相当額としております。

そして、市長が定める予算の上限としますよということで、今回は2,500万円を上限としております。

(森教育長)

学生寮は、どこの所にできるのか説明をしてください。

(大山総務課長)

湯之尾の温泉街の対岸側の方に畑があり、空き地があつてそこになります。

(森教育長)

ご質問等ありませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第22号「伊佐市学生寮建設事業補助金交付要綱の制定について」賛成ということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

では、議案第22号「伊佐市学生寮建設事業補助金交付要綱の制定について」は議決をしました。

続きまして、議案第23号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第23号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をします。本件につきましては、各高校の方へ100万円ずつ補助を毎年しています。その分の交付要項ということになるのですが、交付申請から交付決定まで、それから変更申請まで手続きが不明確な部分がありましたので、そのための改正になります。

(森教育長)

ただいま説明がありましたけど、ご質問ご意見等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問ご意見ないようですので議決に入りたいと思います。

議案第23号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第23号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は議決されました。

続きまして、議案第24号「伊佐市学校給食調理業務嘱託員設置要項等を廃止する告示の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第24号「伊佐市学校給食調理業務嘱託員設置要項等を廃止する告示の設定について」説明します。

本件につきましては、平成29年度からの人事業務の見直しによりまして嘱託職員を臨時職員の方へ職種変更をすることになりました。これに伴いまして不要となりました教育委員会所管の職員設置要綱を廃止する必要があります。廃止する要綱につきましては、7項目ありますが全部で7つの嘱託員の設置要綱の廃止になります。

(森教育長)

ただいま説明がありましたが、市の方針としまして嘱託員を臨時職員という形に変えていくという嘱託員は専門性の高い者を雇用する場合に限定するというものでありまして通常の今までの嘱託員は臨時職員に職種を変更することで給食業務につきましては廃止するという方向であります。ただいまそのような趣旨の説明をしてもらいました。

(森教育長)

ご質問ご意見等よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

ないようですので議決に入ります。

議案第24号「伊佐市学校給食調理業務嘱託員設置要項等を廃止する告示の設定について」は賛成ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

議案第24号「伊佐市学校給食調理業務嘱託員設置要項等を廃止する告示の設定について」は議決されました。

(森教育長)

続きまして、委員から提出された動議の討論等についてですか何かありませんか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ないようですので、これをもちまして平成29年第3回定例教育委員会を閉会します。